

## 審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	古河市立小中学校就学区域審議会
設置の根拠法令	古河市立小中学校就学区域審議会設置に関する条例 古河市立小中学校就学区域審議会運営規則
設 置 年 月 日	平成 17 年 9 月 12 日
主 な 審 議 内 容	古河市教育委員会の諮問に応じ、古河市立小中学校の就学区域に関する事項を審議して古河市教育委員会に答申する。
会議の開催予定	古河市教育委員会の諮問に応じて随時開催
委員の任期	令和 9 年 5 月 31 日まで（2 年）
委員数(定数)	18 人（20 人以内）
委員の職及び氏名	委員 児矢野 康之    委員 嵐 武彦    委員 柳田 清隆 委員 横濱 元己    委員 青木 誠一    委員 荒井 幸枝 委員 佐藤 智晶    委員 荒川 竜太    委員 金谷 紀利 委員 武田 大    委員 清水 衛    委員 高橋 三矢子 委員 小川 久雄    委員 長嶋 輝夫    委員 梅津 信男 委員 轟見 久美子    委員 並木 茂雄    委員 加藤 美恵子
問 合 せ 先 (事務局)	古河市役所 教育部 教育総務課 学校教育係 TEL 0280-22-5111（内線 2505）
備 考	

審 議 会 等 の 概 要 （記載例）

審議会等の名称	古河市情報審査会
設置の根拠法令	古河市情報公開条例第 13 条第 1 項 古河市個人情報保護条例第 5 条第 1 項
設 置 年 月 日	平成 17 年 9 月 12 日
主な審議内容	情報公開や個人情報保護に関する諮問を受け、次の事項を審査します。 1 情報公開の請求に係る決定又は不作為についての審査請求に関するこ と。 2 個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る決定等又 は不作為についての審査請求に関すること(議会に対するものを含む)。 3 情報公開制度、個人情報保護制度の運営の重要事項に関すること。
会議の開催予定	随時
委員の任期	令和 6 年 1 月 9 日まで (2 年)
委員数(定数)	5 人 (5 人以内)
委員の職及び 氏 名	会 長     ○ ○ ○ ○ 委 員     ○ ○ ○ ○
問 合 せ 先 (事務局)	古河市役所 総務部 総務課 総務係 TEL 0280-92-3111 (内線 2213・2215)
備 考	